

熊谷市立玉井小学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうるという事実から、本校の全児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することのないように、次の点を重点としていじめの未然防止と早期発見や早期対応に全力で取り組む。

- ・いじめは人として決して許されない行為であるという認識をもつ。
- ・いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で全職員が一致団結して組織的に対応する。
- ・いじめられている児童の立場に立ち、心の痛みを親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、問題解決にあたる。

2 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものである。

3 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取組を実効的に行う。

- (1) 構成員：校長・教頭・教務主任（主幹教諭）・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・学年主任・PTA会長・SSW・主任児童委員・学校評議員等。
※必要に応じて弁護士、医師、教員など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資する。
- (2) 会議
 - ・定例会（年3回程度）
 - ・校内委員会（生徒指導推進委員会と兼ねる）
 - ・臨時会議
- (3) 内容
 - ・玉井小学校基本方針に基づく取組の実施、状況の確認、定期的な検証。
 - ・いじめの相談や通報の窓口。
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係わる情報の収集と記録、共有。

- ・いじめが疑われる関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定等。

※重大事態への対応については必要に応じ、熊谷市が設置する熊谷市いじめ問題専門委員会」が組織に入ることも検討する。

4 重大事態への対処

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次のような対処を行う。

- (1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- (2) 児童が年間30日以上欠席などを余儀なくされている場合等

- ①事実確認
- ②いじめ防止等対策委員会の開催（情報の共有化）
- ③教育委員会への報告と連携
- ④外部関係機関との連携・対応の一本化

※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

5 いじめの防止と早期発見に関する取組

(1) 「いじめ撲滅強調月間」の取組をとおして

- ①児童会を中心とした児童自身による「玉井小いじめ撲滅宣言」と個人の行動目標等の設定
 - ・代表委員会にて「玉井小いじめ撲滅宣言」を決定。また、集団としてクラスでの目標を示した「なかよし宣言」、いじめをなくすために自分ができることを考えた「個人の行動目標」を作成、掲示。
- ②友情、信頼、助け合い、支え合いの心と心をつなぐ「長なわとび」
 - ・年間のなわとびの練習を通して、努力することの大切さや素晴らしさを実践的に学んでいる。互いに声を掛け合い、目標が達成できたときの喜びを共有できる長なわとびは、互いのことを知り、自分とのちがいに気づき、それを認めることができる活動である。
- ③代表委員会児童による小中合同「あいさつ運動」
- ④「福祉の心を育む交流事業」

(2) 道徳教育の充実

- ①道徳の授業を中心とした道徳教育の充実による「思いやり・親切」の心の醸成。
 - ・道徳教育全体計画の中で、各学年の重点目標の一つとして位置づけ、実施。
 - ・授業参観や学年便り等で育てようとする心などを伝え、保護者との連携や協力を強化する。
- ②11月「いじめ防止強調月間」ではいじめ防止に向けた授業を実践。

(3) 情報モラル教育をとおして

- ・児童や保護者対象の「携帯・インターネット教室」の開催

(4) 日々の児童観察をとおして

- ・「いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さず、早期に対応する。

(5) 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- ・毎月 10 日を「いじめ 0 の日」とし、いじめアンケートを実施、実態を把握している。
- ・様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせる。問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「緊急職員会議」等で当該児童から悩み等を聞き、「いじめ緊急対策マニュアル」に基づき問題の早期解決を図る。

(6) 教育相談・個人面談の実施

- ・担任との教育相談は、保護者の要望や担任からの希望で随時実施する。
- ・定例の教育相談は年 4 回実施。いじめ未然防止のための情報収集や、児童が安心して学校生活を送れるよう家庭との協力や共通理解の機会とする。

(7) 地域との連携、情報の共有

- ・民生委員、主任児童委員
- ・地域相談員
- ・学校評議員
- ・こども 110 番の家・安全パトロール等

6 点検・評価とみなおし

- (1) 年 2 回いじめ問題への取組を教職員、保護者等で評価。
- (2) 「いじめ防止等対策委員会」にて話し合い、取組に生かす。